

令和4年7月（第7回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 会議室

3. 出席委員（13名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	7番	松本 功
8番	上村 直嗣	9番	中村 光博
10番	中川 恭一	11番	渡邊 義幸
12番	坂田 俊明	13番	坂田 成喜
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（1名）

6番 渡邊 久則

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	令和4年 第8回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	農地係長	澤田 洋子
主 査	井 敦子	主 事	上村 洸二

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和4年第7回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、6番渡邊久則委員より欠席の連絡がっております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番内田一正委員、8番上村直嗣委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
まず、賃貸借の部が3件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。
次に、使用貸借の部が1件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出について、ご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。
次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

《番号2番取り下げ》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、井川寿範推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(井川推進委員)

調査報告いたします。

7月9日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、すべての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・コンバイン・田植機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、人参、小松菜、ジャガイモで、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数40年、年間200日、妻が経験年数30年、年間200日、次男が経験年数1年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、22,610.91㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思っております。

以上によりすべて条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、10番中川恭一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(10番委員)

調査報告いたします。

7月2日に西村推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、すべての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・コンバイン・田植機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、トマト、メロンで、申請地にはぶどう、柿を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数30年、年間300日、妻が経験年数30年、年間250日となっております。

取得後の農地の面積については、11,741㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上によりすべて条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について中川恭一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に権利所得者が農地所有適格法人の部でございます。

つきましては、農地所有適格法人の認定についても併せてご審議いただきたいと思っております。

本案につきましては、2番齊藤保委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(2番委員)

調査報告いたします。

本案件は、申請人である法人が農地所有適格法人の認定を受けたうえで、農地法第3条により農地の所有権移転を行うものです。

6月30日に代理人に聞き取り調査を行いました。

まず、農地所有適格法人の認定の要件について、報告いたします。

法人の形態についてですが、申請人の法人は「特例有限会社」であり、法律上は「株式会社」として扱われるため、要件を満たしています。

次に、事業の要件ですが、会社の事業目的は「農産物の生産販売に関する事業」等となっており、農業が主な事業となっていますので、要件を満たしています。

次に、議決権要件についてですが、会社の議決権となる株式の過半以上を農業関係者が保有しているかについては、発行済みの株式60株中、法人の代表取締役が40株、取締役が10株保有しており、約80%の議決権を農業関係者が保有していることから要件を満たしています。

最後に役員要件についてですが、法人の役員は代表取締役1名、取締役2名となっており、農作業従事日数については、代表取締役が年間180日、取締役の1名が240日の農業常時従事者であるため、役員の過半が農作業に従事しているため要件を満たしています。

以上、農地所有適格法人の認定要件は全部満たしているかと思っておりますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、農地所有適格法人の認定について齊藤保委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いします。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、農地所有適格法人として認定することに決定いたします。

続きまして、所有権移転についても2番齊藤保委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(2番委員)

続きまして、農地法第3条について調査報告いたします。

農地取得後、すべての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、管理機、刈払機、小型耕うん機を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、キャベツ、じゃがいも、玉ねぎ、人参、大根で、申請地には人参・玉ねぎ、じゃがいもを作付するとの事です。

取得後の農地の面積については、24, 231㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので、問題ないかと思えます。

なお、この申請地は益城台地西土地区画整理内にあり、令和4年10月からの共用開始後、速やかに耕作されると伺っております。

以上によりすべて条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします

(議長)

只今、所有権移転について齊藤保委員より補足説明いただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件の権利取得者は許可基準、すべて

の項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号について説明を申し上げました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては、1番荒川忠一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

7月7日に中島推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は集落に接続している第1種農地であり、かつ、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、12番坂田俊明委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

7月6日に坂上推進委員と開発事業者と現地で立ち合い調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が特定建築条件付売買予定地として宅地を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続して計画されていることから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えますが、排水に関して心配する点がございましたので、水路の管理をしております役場の建設課にも聞き取りを行いました。今回は集水柵等を計画より増やすことで建設課も開発を認めたようでございます。申請地周辺は、今後も周囲の開発が見込まれる地区ですが、現在のところは問題ないと判断いたしました。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について12番坂田俊明委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございまして、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号20番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号20番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございしますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思えます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 令和4年第8回委員会の日時について申し上げます。次回は8月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月11日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員